

4-2-7 費用の計算と区分経理

問 宗教法人である当寺院では、収益事業である物品販売業を営んでいますが、収益事業に従事している役員、職員は、

いずれも宗教法人本来の事業との兼務となっています。

聞くところによりますと、費用の額は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分経理が必要とのことですが、このように兼務する者の給与はどのように区分経理すればよいでしょうか。

また、給与については、税法上役員と職員とで取扱いが違うそうですが、どのように違うのでしょうか。

答 共通経費については、合理的な基準でそれぞれの事業に配賦します。

役員及び使用人に支給する給与のうち次のものは、収益事業の損金の額に算入されません。

- ① 役員給与のうち定期同額給与、事前確定届出給与、一定の要件を満たす利益連動給与のいずれにも該当しないもの
- ② 過大役員給与
- ③ 不正経理に基づき支給した役員給与
- ④ 過大使用人給与

解説

(1) 共通経費の配賦について

宗教法人については、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されますので、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを、それぞれ区分して行うこととされ（法税令6）、したがって、費用については区分経理することとなります。

しかしながら、専ら収益事業について生ずる費用であれば区分経理は簡単ですが、例えば、共用建物の減価償却費などの収益事業と収益事業以外の事業に共通して生ずる共通経費については、区分経理の方法が問題となります。

そこで、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額は、継続的に資産の使用割合、従業員の従事割合、資産の帳簿価額の比、収入金額の比、その他その費用又は損失の性質に応ずる合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに配賦し、これに基づいて経理することとされています（法基通15—2—5(2))。

従って、ご質問の場合には、役員又は職員の収益事業への従事割合によって、収益事業への配賦額を計算すればよいでしょう。

(2) 役員・使用人についての取扱い

宗教法人がその役員、使用人に支給する給与（報酬、賞与、退職金）については、原則として損金の額に算入されますが、次のような取扱いがおかれてています。

イ 役員給与の損金不算入

法人が、その役員に対して支給する給与のうち、退職給与、使用者兼務役員に支給する使用者分給与・賞与を除き次のいずれにも該当しない給与は、損金の額に算入しないこととされています（法税法34①）。

(イ) 定期同額給与

給与の支給時期が1か月以下の一定期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が、同額である給与、その他これに準ずるものをおいいます（法税法34①Ⅰ、法税令69①）。

(ロ) 事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、その内容に関する届出書をあらかじめ提出しているもの（(イ)の定期同額給与及び(ハ)の利益連動給与を除きます（法税法34①Ⅱ、法税令69②、③）。

(ハ) 利益連動給与

同族会社に該当しない法人が業務執行役員に対して支給する利益連動給与で、その算定法人が、報酬委員会での決定等の適正な手続きを経ており、かつ、有価証券報告書等によりその内容が遅滞なく開示されていること、その他一定の要件を満たすものをいいます（法税法34①Ⅲ、法税令69④～⑧）。

ロ 過大役員給与の損金不算入

法人がその役員に支給する給与のうち不相當に高額な部分として次の給与は損金の額に算入しないこととされています（法税法34②、法税令70）。

- (イ) 上記イの(イ)～(ハ)のうちその役員の職務の内容からみて相当と認められる額を超える部分の金額又は役員給与として定められた金額を超える額
- (ロ) 役員退職給与のうち退職給与として相当であると認められる金額を超える額
- (ハ) 使用人兼務役員に支給する使用人分賞与で他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したもの
- ハ 不正支出給与の損金不算入
法人が事実を隠ぺいし、又は仮装して経理することにより役員に対して支給する給与の額は、損金の額に算入しないこととされています（法税法34③）。
- ニ 過大な使用人給与の損金不算入
法人がその役員と特殊な関係にある使用人（特殊関係使用人）に対して支給する給与（退職給与を含みます。）のうち、不相当に高額な部分は、損金の額に算入しないこととされています。（法税法36、法税令72の3、72の4）。
この場合、特殊関係使用人とは次の者をいいます。
- ① 役員の親族
 - ② 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
 - ③ ①及び②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
 - ④ ②及び③に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

3－4－8 指定寄附金の申請手続はどうすればよいか

問

当寺院の所有する美術工芸品は、重要文化財に指定されておりますが、その収蔵庫のいたみがひどく保管品の維持管理が困難となっていました。そこで、近く収蔵庫の改築をする予定ですが、改築資金に相当の金額を要しますので、広く一般に寄附をおおぎたいと思います。

聞くところによりますと、指定寄附金の指定をもらうと、一般から寄附金を集めやすいとのことです、当寺院の募集しようとする寄附を指定寄附金とするためには、どのような手続を踏めばよいでしょうか。

答

指定寄附金とは、特に公益性の高い寄附金として財務大臣が個別に指定した寄附金をいいます。したがって、宗教法人が募集する寄附金について財務大臣の指定を受けるには、所定の事項を記入した指定寄附金の申請書を財務大臣（具体的には財務省主税局税制第三課審査係）宛て提出し、審査を受ける必要があります。

なお、宗教法人の募集する寄附金が指定寄附金に指定される場合としては、重要文化財の防災、修理等の費用に充てるもので、国庫補助金の交付を受けている場合等に限られています。

解説

寄附金についての財務大臣の指定は、次の要件を満たすものについて行われます（法税法37③Ⅱ）。

- ① 公益を目的とする法人又は団体に対する寄附金であること。
- ② 広く一般に募集される寄附金であること。
- ③ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であるものであること。

財務大臣の指定を受けた寄附金については、会社などの法人がその募集に応じて寄附金を支出した場合には、支出額全額が法人税法上損金となります。財務大臣が指定をするに当たって審査すべき事項は、次のとおりとなっています（法税令76）。

イ 寄附金を募集しようとする宗教法人の営む事業の内容及び寄附金の使途

ロ 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象

ハ 寄附金の募集期間

ニ 募集した寄附金の管理の方法

ホ 募集に要する経費

ヘ その他必要な事項

なお、申請の手続、様式等についての法令上の定めはありませんので、適宜の様式で行うこととなります。具体的には、寄附金を募集する宗教法人が「寄附金募集に関する要綱」を定め、それに寄附金募集に関する趣意書、資金の使途明細書等の書類を添付して財務大臣あて申請書を提出して行います。この場合、添付すべき書類